

## 最高裁の不当な上告不受理決定に抗議する

水野良則さんは、労災認定の棄却を不服として国を訴えた裁判の不当判決について最高裁に上告申し立てを行った。それに対して、最高裁は7月8日「上告審として受理しない」という不当な決定を行った。

いうまでもなく、水野さんは業務上のトラブルを理由に長期間にわたり乗務外し・日勤教育を強要され、その過程で現場長や管理者から執拗なパワハラや露骨な退職強要を受けてきた。そしてついには不当な出向命令を受けることによって、身体に異常をきたし適応障害を発症した。

病気の原因が会社による仕打ちであることは誰がみても明らかであるにもかかわらず労災認定が棄却されたことに対して、水野さんは国を相手取って裁判を闘ってきた。その過程で水野さんはJ R 東海労に加入し、J R 東海労の組合員・OBも水野さんを支援しともに闘ってきた。

だが、地方裁判所も高等裁判所も会社や国の主張だけを肯定する不当判決を下した。最高裁への上告にあたっては、会社による様々なパワハラ・嫌がらせをあきらかにし、第一審および高裁判決の誤りを徹底的に明らかにしてきた。

にもかかわらず最高裁は、一言の理由もあきらかにすることなく「受理しない」という結論だけを通知してきたのである。会社の異常な行為を容認するこのような決定は到底承服できない。

いうまでもなく、このような決定通知は、最高裁ひいては裁判という制度そのものの本質は何なのかを示すものである。

水野さんの行政裁判の過程で、会社のパワハラ・嫌がらせを他労組組合員に明らかにし、立ち向かって共に闘うことを訴えてきた。私たちの訴えに対する支持と共感が確実に拡大してきていることは明らかである。田川哲史さんの加入はそのことを証明するものである。

われわれは、最高裁の不当な決定に対する怒りをもって、これからも会社によるパワハラ・異常な社員管理に立ち向かう闘いを強化していく。

2022年7月13日

J R 東海労働組合中央本部  
新幹線地方本部  
東京地区分会